

相生市ホームページバナー広告掲載基準

1 目的

この基準は、毎年4月から3月までの相生市（以下「市」という。）がインターネット上に公開しているホームページへのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 掲載基準

相生市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第3条第1項第8号に規定する掲載する広告として適当でないと認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) 靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 消費者金融の広告
- (6) 特殊な結社団体の広告
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で「風俗営業」と規定される業種の広告
- (8) 興信所等の広告
- (9) 法規に触れる危険物の販売広告
- (10) 危険を伴う民間療法の広告
- (11) 人権を害するおそれがある広告
- (12) 法律で禁止されている商品や、無許可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供する広告
- (13) 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (14) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (15) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えたりするおそれのある広告
- (16) 社会的に不適切な広告
- (17) 国内世論が大きく分かれている広告
- (18) 社員、アルバイト、パート等の募集広告
- (19) その他市長が掲載を不適切と認める広告

3 広告の規格及び掲載位置

- (1) バナー広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

ア 高さ 天地60ピクセル

イ 幅 左右150ピクセル

ウ 容量 10キロバイト以内

エ データ形式 GIF形式、JPEG形式、PNG形式

ただし、アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可とする。

(2) バナー広告の掲載位置は、次のとおりとする。

ア トップページ中央下段のバナー広告枠内に掲載する。

イ 掲載順は、申込順に関係なく、トップページが表示されるごとにランダムに表示される。また、掲載順の先頭のバナー広告は、トップページ上部右段にも表示される。

4 バナー広告の禁止表現

バナー広告の表現については、市ホームページのページデザイン及びアクセシビリティを保持するために、次に定める事項を遵守しなければならないものとする。

(1) 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（警告表示）

ウ ラジオボタン（選択肢の表示）

エ テキストボックス（入力できるように見えるもの）

オ プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(2) GIFアニメーション及びFLASHを用いる表現は禁止とする。

(3) 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

ア 市ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの。

イ ユーザーが本市の事業であると錯誤しやすいもの。

(4) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(5) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

5 掲載料金

- (1) バナー広告の掲載料金は、次のとおりとする。

なお、掲載料金については、1か月単位とし日割り計算は行わない。

掲 載 料 金		
1か月分	5～6か月分	11～12か月分
10,000円	48,000円	90,000円

- (2) バナー広告の掲載料の納入は、次のとおりとする。

ア 申込者は、掲載決定後、市の発行する納付書により市が指定する期日までに、納入するものとする。また、掲載日までに納入が確認できるようにすること。

イ 万一、広告掲載料の納入を確認できない場合は、掲載を延期するものとする。

6 バナー広告の掲載期間

- (1) バナー広告の掲載期間は、1か月単位とし、月の1日から月の末日とする。

- (2) 広告掲載期間は1か月単位とし、連続する掲載期間は最長12か月とする。ただし、年度を越えることはできない。

- (3) 前2号の場合において、申込者の希望により月の途中からの掲載開始、もしくは月又は掲載期間の途中で掲載を終了することもできる。

- (4) 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

7 申込方法

- (1) バナー広告の掲載を希望する者は、相生市有料広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項の記入・押印、掲載しようとする広告案（電子データを含む）を添えて、掲載希望月の前々月の末日までに市長に申込みものとする。

- (2) 広告の内容に変更が生じた場合、変更する月の前月の20日までに相生市有料広告掲載申込内容変更届（様式第3号）に必要事項の記入・押印、変更しようとする広告案（電子データを含む）を添えて提出し、承諾を得なければならない。

- (3) 同一申込者が申し込める広告は、1か月につき1枠とする。

8 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成25年1月17日から施行し、平成25年4月1日以後に掲載する有料広告から適用する。